

池田町移動円滑化のために必要な特定公園施設の

設置に関する基準を定める条例（案）の概要について

1 制定の趣旨

地域主権戦略大綱に基づく、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）「いわゆる「第 2 次一括法」の制定により、義務付け・枠付けの見直しが行われ、同法による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）（バリアフリー法）の改正により、特定公園施設（※）の設置基準について自治体ごとに条例で定めることとなりました。

※特定公園施設

- ①公路及び広場 ②屋根付広場 ③休憩場 ④野外劇場及び野外音楽堂 ⑤駐車場 ⑥便所
⑦水飲場 ⑧管理事務所 ⑨掲示板及び標識

2 条例の概要

特定公園施設の新設、増設又は改築を行う際にこれまでは、国土交通省令の「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」（バリアフリー基準）に拠って運用していましたが、特段の町独自基準を規定する必要性が認められないので、国のバリアフリー基準を参酌した内容とする条例案を作成しました。

バリアフリー基準の参酌（抜粋）

- 園路・・・ 出入口：幅 120 cm 以上、段差なし 等
通路：幅 180 cm 以上、縦断勾配 5% 以下 等
傾斜路：幅 120 cm 以上、縦断勾配 8% 以下、手すりの設置 等
階 段：手すりの設置、傾斜路を併設 等
- 駐車場・・・ 車いす専用駐車施設の設置数、幅 350 cm 以上 等
- 便所・・・ 車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有すること 等

3 条例施行日

平成 25 年 4 月 1 日施行予定